

年金だより 老後の年金受給額を増やす方法をご存知ですか。

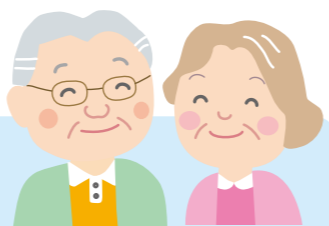
01 「付加年金」で受け取る年金額を増やせます。

国民年金付加年金とは、国民年金の保険料のほかに付加保険料を納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

国民年金保険料を納めている方（1号被保険者）で、定額保険料（令和2年度は16,540円）に月額400円の付加保険料を上乗せすると、老齢基礎年金に付加年金が加算され支給されます。

納めていただく付加保険料は、**月額 400円**

支給される付加年金の年額は、**200円 × 付加保険料納付済月数**



例) 付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円 × 60カ月分 = 24,000円 (総額)

受け取る付加年金額 200円 × 60カ月分 = 12,000円 (年額)

毎年12,000円上乗せされるので、2年以上**老齢基礎年金を受け取ればお得**になります。

※上記の付加年金額は65歳から老齢基礎年金を受給した場合の年金額です。

《付加年金に関する注意事項》

※申し込みされた月から加入になります。

※国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。

※付加年金のみの加入はできません。必ず、通常の保険料の納付が加入の条件になります。

※付加保険料の納付をご希望の方は基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、運転免許証などの本人確認書類、印鑑をご持参のうえ、コザ年金事務所または市民部国民年金係へお申し込みください

※代理の方がお手続きで来庁する場合は、「委任状」が必要となります。その際は電話連絡するなどあらかじめお問合せください。

02 「追納制度」を活用して受給額を満額に近づけることができます。

保険料の免除や猶予を受けていた人が年金額を増額するために、支払わなかった保険料を後に支払うことができる制度です。保険料の追納をするには申請をして、申請が承認された月前の10年以内の保険料を納めることができます。

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

《追納に関する注意事項》

※追納を行う場合は、申込が必要です。市役所または年金事務所へ申込みを行ってください。

※追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。(例えば、令和2年4月分は、令和12年4月末まで)

※承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。

※保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額を上乗せされますので、お早めに追納をお勧めします。

【問合せ】 コザ年金事務所 ☎933-2267 市民課 国民年金係 ☎973-5498

津堅島でアリモドキゾウムシ駆除確認調査が始まります。

サツマイモ等の害虫であるアリモドキゾウムシは、県による津堅島での駆除が十分になされたことから、国による駆除確認調査が5月より実施されます。

【確認調査期間】

令和2年5月1日～10月31日

調査方法

① 寄主植物調査

6月以降、毎月2回、津堅島全体からノアサガオやサツマイモの茎等採取し、アリモドキゾウムシが寄生していないかを調べます。

② フェロモントラップ調査

5月以降、誘引剤を含むトラップを津堅島全体に約140個設置して雄成虫を捕獲します。主に道路や畑の脇に設置する予定です。

③ イモトラップ調査

6月以降、津堅港とアギ浜港の周辺に、サツマイモを入れた網カゴを20個程度設置します。定期的にサツマイモを回収し、アリモドキゾウムシが寄生していないかを調べます。



フェロモントラップ



イモトラップ

【津堅島へ移動する方等へのお願い】
沖縄本島から津堅島へ生のサツマイモやウンチエーバー等の寄主植物を持ち込むと、津堅島でアリモドキゾウムシが再発生する可能性がありますので、絶対に持ち込んだり、送ったりしないでください。

【津堅島の皆様へのお願】
トラップに手を触れたり、移動させたりしないでください。調査者が畑の近くを通ったり、防風林に入ることがあります。ご理解・ご協力をお願いします。



問合せ先
農政課 ☎923-7607
農林水産省 那覇植物防疫事務所
☎868-1679

防火対象物には火災予防のため、防火管理者の選任が必要です

防火管理者が必要な建物

- ①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物は、収容人員10人以上のものが該当します。
- ②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物は、収容人員30人以上のもの(①を除く)が該当します。
- ③共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの建物は、収容人員50人以上のものが該当します。

防火管理者を選任していない場合または**防火管理業務**を適正に実施していない場合には、**消防法違反**となり、処分を受けることがあります。

防火管理者とその業務

防火管理者は次のような業務を確実にこなさなければなりません。

- 「防火管理に係る消防計画」の作成
- 火災、地震、その他災害が発生した場合における消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防用設備の点検・整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火管理上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人数の整理
- その他防火管理上必要な業務

お問い合わせ：消防本部予防課 ☎975-2119

